社援基発 1223 第 3 号 令和 2 年 12 月 23 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市

> 社会·援護局福祉基盤課長 (公 印 省 略)

「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について」 の一部改正について

現在、政府においては、「規制改革実施計画」(令和2年7月 17 日閣議決定)を 踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手 続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めている ところです。

今般、これらの一環として、社会福祉法人への寄附控除について所要の見直しを行うため、「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について」(平成28年6月20日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)を改正し、令和3年1月1日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、下記に示した本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、法人に対し、適切に指導をいただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 改正内容

様式について、押印を不要とする等の所要の改正を行う。

2 適用期日 令和3年1月1日